	意見提出元	個人
--	-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	No.269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクグループ
された意見	提出された	アクセス回線会社の設立
	意見内容	
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する		光の道は、我が国が今後の高齢化、少子化社会を向か
		えるにあたり、国民生活の厚生、経済厚生の向上を担
		う、投資案件であると考えます。とりわけ、医療、教育、
		自治体の運営においては、この光の道を基盤として、
		民間以上に、IT 技術を利活用した業務運営・管理を確
		立していかなければ、国民の福祉に問題が生じること
		になるでしょう。100 歳のお年寄り不在事件や、ずさん
		な年金管理などを見れば、行政の人による管理限界が
		見えてきていることは明確であります。また、高度成長
		期を支えてきた、鉄鋼、車、電機に代わる情報産業は、
		現日本における内需拡大を喚起する起爆剤に変わり
		はありません。
		他方、地方のインフラ整備においては、コスト負担は、郵
		政の地方の在り方と同じ議論に行き着くと考えます。JR
		の競合が地方にできないことを見ればわかるとおり歴
		史的な大インフラを持つ企業が、地方で支配的になる
		のは今後も変わりはしない。どのキャリアがどこまで面
		倒をみるというよりも、地方の行政窓口(住民窓口)、郵
		便事業、通信アクセス回線会社など、地方という切り口
		で、ひと括りの会社として検討してはどうであろうか。
		以上

意見提出元	個人

「光の道」構想に関する	意見番号	269	
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク	
された意見	提出された	(4)メタル回線撤去の必要性	
	意見内容		
	(該当部分)		
上記の意見内容に対する	再意見	電話も IP 電話や光電話が使われており、一般家庭でもメ	
		タル回線との比率は逆転している。	
		携帯電話の普及率を考えれば、基本料金、通話料金の	
		高額なメタル回線を使用した固定電話を使用している	
		家庭は、その存在を知りえない者たちと言える。	
		ソフトバンクが記載しているようにその故障率が高く、維	
		持費も高額となるのであれば、その維持費に使用する	
		金額を光回線設置に使用すべきである。	

	意見提出元	個人
--	-------	----

■思兄寿集に対して徒出された思見に対する思見		
「光の道」構想に関する	意見番号	No.269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	その他(1)今後の議論の進め方
	意見内容	「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生
	(該当部分)	活の在り方に直結する重要な政策であり、政策決定に
		あたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが
		不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が
		行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論に
		はなっているとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一
		層推進していくべきです。
上記の意見内容に対する		光の道は、実際に誰が誰のために行う事を考えていくと、
		国家が国民のために実現していくためのものでありま
		す。そのためには、国だけ企業だけではなく広く国民の
		意見を取り入れるような議論が必要と考えます。無論、
		国民全ての意見を取り入れる事は無理であると思いま
		すが、少しでも多くの国民の意見を取り入れる議論の
		実施と、議論事態を知る権利ももちろんあるわけなの
		でので、インターネットライブ中継などによる議論の公
		開を要望します。

意見提出元	個人
-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT
	意見内容	東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純
	(該当部分)	粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公
		平な接続条件を提供することとなります。
		その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位
		サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス
		料金の低廉化が促進されます。
上記の意見内容に対する	5再意見	構造分離を行うことにより、正に接続事業者間の競争阻
		害を取り除けることに同意する。
		今後の日本の IT 国家としての世界的な競争力はブロード
		バンドをよりよく活用できるサービス・アプリケーションの
		充実に他ならず、そのための第一歩として低廉なブロード
		バンドサービスの実現に向けアクセス回線会社の NTT
		グループからの構造分離は必須と考える。

意見提出元	個人
-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	NTT 東西のアクセス回線部門を分離した民間の新会社設
	意見内容	立による効率化と 2015 年に実現可能な唯一の方法
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する	再意見	NTT 東西がアクセス網と一体で事業展開を行っているこ
		とにより公正な競争は阻害されており、このままの寡占
		状態が継続されることは、総務省が2015年を目処に進
		めている光の道構想の実現は不可能かと思います。
		私がソフトバンクグループの意見書に賛同する理由として
		は、2015年に全世帯に普及させるというマイルストーン
		の中で、①既存のメタル回線からの撤去を同時に実施
		することによるコストの二重化を廃止し、②ADSL ユー
		ザの移行も考慮していること、③また地デジのようにユ
		ーザ側には新たな負担や契約等の手続きをさせずに
		スムーズな移行をさせること、④無料化が必要な世帯
		への対応にも配慮を見せている点、⑤そして、これらを
		公的資金の投入無しに実現を可能としている点が秀でた
		考えと思います。
		また、光の道構想は国民全体の利益に繋がることから、
		広く国民にオープンにし、もっと活発な意見を募集し、
		合意形成のもと進めるべきと思います。

意見提出元   個人	
------------	--

一心元子来に対して近日というに応えたに対する心力		
「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社
された意見		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が
	意見内容	事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金
	(該当部分)	が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗
		効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も
		期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		まさにその通りかと思います。
		分離させる事で公正な競争環境を実現させユーザーに還
		元して欲しい。

意見提出元	ソリマチ株式会社	
-------	----------	--

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金
	意見内容	等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資
	(該当部分)	金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを
		優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する	5再意見	超高速ブロードバンドの環境整備においては、ソフトバン
		ク社が提案するような民間主導による効率的かつ、極力
		公的資金を使用せずに実現できる方法を模索する必要
		があるものと考えます。
		安易な公的資金投入により非効率的なスキームが構築さ
		れてしまうデメリットを懸念いたします。

意見提出元	福岡ソフトバンクホークスマーケティング(株)
-------	------------------------

#### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
C40727E/JE		ソフトバンクモバイル株式会社
	 提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス
		は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので
	意見内容	
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ
		ればなりません。
上記の意見内容に対する	<b>声意見</b>	当社は福岡という地方都市圏を商圏とする企業であり、
		中央・地方の情報格差のない全国民が平等に情報を享
	<u> </u>	受するという上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する	提出された	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現
意見募集において提出	意見内容	が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金
された意見	(該当部分)	が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果によ
		り、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されま
		す。
上記の意見内容に対する	<b>再意見</b>	公正な競争による情報サービス料金の低廉化が地方都
		市における情報格差をなくす大きな要因と考えられます
		ので、上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する	提出された	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争に
意見募集において提出	意見内容	よる料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケ
された意見	(該当部分)	ーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西
		殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能で
		あると考えます。
上記の意見内容に対する	 .再意見	公正な競争による情報サービス料金の低廉化が地方都
		市における情報格差をなくす大きな要因と考えられます
		ので、上記の意見に賛同致します。

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

	意見提出元	個人
--	-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB
された意見	提出された	・NTTアクセス回線会社の分社化
	意見内容	・WiーFiアダプタでの無料インターネット
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する	5再意見	・NTTからアクセス回線会社を分社化することにより、ユ
		一ザー利用コストを安価に出来る部分納得。
		・WiーFiアダプタにてユーザーに負担を強いらない形で
		ブロードバンド利用率向上を行う部分賛成。

「光の道」構想に関する	意見番号	No.269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	ネットワークコストの二重構造を完全に廃止、トータル維
	意見内容	持費を大幅に削減することにあります。
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する	<b>西意見</b>	上記の意見について支持します。

意見提出元	ディーコープ株式会社

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス
	意見内容	は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ
		ればなりません。
上記の意見内容に対する	再意見	社会インフラとして是非必要です。賛同します。
「光の道」構想に関する	提出された	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金
意見募集において提出	意見内容	等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金
された意見	(該当部分)	に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先
		的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する	5再意見	公的資金に頼ることを前提で検討せず、まずは民間主導
	T	で検討すべきと考えます。賛同します。
「光の道」構想に関する	提出された	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基
意見募集において提出	意見内容	盤の大部分がNTT東西殿の設備により構築されているこ
された意見	(該当部分)	と、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当た
		り、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであ
		ること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体とし
		て、アクセス回線会社を設立することが最も合理的である
		と考えます。
上記の意見内容に対する 	i 再意見	企業間で競争するのではなく、社会インフラとしてアクセ
		ス回線会社がベースとなりうるインフラを整備し、そのイン
	10.11.5.1.7	フラの上で競争をすれば良いと思います。賛同します。
「光の道」構想に関する	提出された	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公
意見募集において提出	意見内容	的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関
された意見	(該当部分)	わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全て
		の世帯において無料で利用可能とするものです。
		すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、  及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの
		及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの     利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、
		村田環境登備により、2015 年の「元の道」登備とともに、     有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%
		有料・無料を含め元プロートハントのアダプション 100%     が達成されることとなります。
		ル、住火C1V公CCとなりより。

上記の意見内容に対する再意見	動画を含む大容量のデータをストレスフリーで共有できる ことで当社の行っている入札インフラにおいても多大なメ
	リットをユーザーに提供できることになります。賛同します。

|--|

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社
された意見		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	(4)現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と
	意見内容	光回線の二重構造となっているため、維持費が割高にな
	(該当部分)	っています。メタル回線については、その60%が敷設後20
		年以上経過していることから、故障の可能性も高くなって
		おり、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するも
		のとなっています。弊社共の提案のポイントの一つは、光
		アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して
		割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去
		すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全
		に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにありま
		す。
上記の意見内容に対する	<b>再意見</b>	2 重構造による維持費の割高、故障の可能性の増加は、
		光回線1つにまとめる事によって、改善ができる内容で
		あり、トータルコストの大幅削減になります。
		最終的に故障という形に繋がってしまう可能性を高めるよ
		りも、2 重構造から光回線 1 つにまとめる、ソフトバンク
		の案に賛成致します。

意見提出元	APPLIYA 株式会社	
-------	--------------	--

■心儿労未に対して		いっしてアーケーケーのかっし
「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス
	意見内容	は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ
		ればなりません。
上記の意見内容に対する	5再意見	
「光の道」構想に関する	提出された	新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保す
意見募集において提出	意見内容	るインフラとして、当然整備されなければならないので。
された意見	(該当部分)	当然、賛同します。
上記の意見内容に対する	5再意見	
「光の道」構想に関する	提出された	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整
意見募集において提出	意見内容	備が実現可能であるなら、税制負担なしにこ、国民の負
された意見	(該当部分)	担なしに出来るのであれば賛同します。
上記の意見内容に対する	5再意見	
「光の道」構想に関する	提出された	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争に
意見募集において提出	意見内容	よる料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケ
された意見	(該当部分)	ーションの登場が必要だと思うので、賛同します。
上記の意見内容に対する	5再意見	

意見提出元	株式会社 アイ・キャン
-------	-------------

「光の道」構想に関する	意見番号	281
意見募集において提出	意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
された意見	提出された	◆設備競争の確保は、利活用促進の生命線
	意見内容	近畿地域における事例を紐解くまでもなく、これまでも複数
	(該当部分)	の事業者が複数のネットワークインフラを整備し、設備競争を
		実施してきたことにより、サービス提供エリアの拡大、低廉な
		価格の実現、サービス品質の向上等を果たしてきたことは明ら
		かであり、公正な競争原理が健全に機能することが、結果とし
		て利用者の利便性の向上、投資コストの低減、市場の拡大及び
		効率化努力等を通じた事業者の収益性の向上に繋がってきたと
		いえます。
		このようなことから、少なくとも超高速ブロードバンド網を
		整備する主体を、現在一つの案として検討されているような、
		独占的な事業者一社に限定する案では、上述のような競争によ
		るメリットを放棄するだけでなく、ネットワーク利用料の高止
		まりやサービス・保守運用の水準劣化、ネットワーク技術革新
		の停滞等の弊害をもたらし、ひいては利活用の低下につながる
		恐れが極めて高いといえます。
		いずれにしても、多様な者による多様なネットワークの整備
		と利活用、そしてこれらの者・網間の公正な競争こそが、国民
		消費者の利便性向上に最も資するものと考えます。
		\ \tag{\text{\text{\$\color{\text{\$\color{\colin{\cirki}}\color{\cinchi}\color{\color{\color{\color{\color{\color{\color{\
上記の意見内容に対する	再意見	上記、社団法人日本ケーブル連盟の意見に賛同い
		たします。
		前回、当社も主張いたしましたが、少なくとも競争の
		存するエリアにおいては、設備競争を前提としたサービ
		ス競争の実施により、結果として各社各様の、かつコス
		ト効率に優れたサービスがエンドユーザに提供される
		ものと考えますが、これが一社独占となった場合には、
		そのような競争のメリットが失われ非効率的なコストに
		基づくサービスを提供せざるを得ないばかりか、採用される。
		れる線路設備等の構築技術が一部の電気通信事業者
		のみを利する結果にならないか等、技術中立性の観点
		からも非常に大きな不安を感じます。
		前向のパブリックコン よにもいて CAT/車業老糸
		前回のパブリックコメントにおいて、CATV事業者が

既に構築した線路設備が光の道構想のなかでどのように位置づけられるのかまったく明らかにされていないことに対する不安については申し述べましたが、仮に、CATV事業者は自ら構築した設備と光の道による設備とより安いものを選べるので民業圧迫ではないという考え方があるとすれば、大きな認識誤りがあるといわざるを得ません。

既に、当社及びNTT西日本や電力系事業者が光ファイバにより競合しているエリアについては、マーケットがあり、投資構築のインセンティブがあるわけで、いまさらこのようなNTT光アクセス会社のスキームを導入する必要はありません。また、当社のみがブロードバンド用線路設備を構築しているエリアにこのような形で光ファイバが構築され、当社コストより安い料金で提供された場合は、自社設備がある以上当社が乗り換えることは考えにくく、その光を利用した新規参入事業者と不当な価格競争を強いられることになり、当社は非常に大きな経営上のリスクを負うことになります。

当社がインフラを構築していないエリアにおいて敷設される光ファイバ設備については、一見当社にも利用の価値があるように思われるかもしれませんが、CATV用の線路設備と現在の電気通信事業者用の線路設備との間には技術的な規格、設備構成等に大きな乖離がある上、線路設備のターミナルが現状のNTT収容局となるのであれば、当社設備をNTT局に設置する等の必要が生じるなど、とても利用に耐えうるものとは考えられません。

つまり、いずれの場合であっても当社をはじめとする CATV事業者が、この施策の恩恵を受けるとは考えに くく、また、多くの"線路を敷設している"電気通信事業 者が反対していることからも、当該施策は、投資リスク をユニバーサルサービス基金等に転嫁することによ り、リスクを負う事業者よりも優位にビジネスを進めよう とする一部事業者を利する施策に他ならないと考えら れます。

以上のように、"光の道"構想による光ファイバ設備の 100%敷設構想は、従来の健全な設備競争・サービス競争による情報通信の発展を否定するものであり、また、一部の電気通信事業者のために莫大な構築コストを国民に転嫁する可能性があることも明らかであることから、是非とも、従来の競争又は補助金による設備構築という枠組みを生かし、健全な競争が担保される環境を構築されるよう、期待いたします。

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号 意見提出者 提出された 意見内容 (該当部分)	269  ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 世界の国々においても、「光の道」同様、情報化社会の進展を見越し、超高速ブロードバンドネットワークの整備を政府が主導して進めており、国際競争力の観点からも、日本がそれらの国々に遅れをとるわけにはいかないと考えます。従って、「光の道」構想は、
上記の意見内容に対する再意見		その早急な実現が求められます。 国の強い強制力をもって、光の道構想を推し進めるべき。 ETC や地デジ移行と同じように、その是非やユニバーサルサービス性を問う懐疑的な声は必ず出てくるが、そうした声すべてに辻褄を合わせていくことはできない。次の世代のためにも、一企業の利己的な主張に囚われず、全体を俯瞰し、今のためではなく、未来のための敷設を行うべき。

意見提出元   個人
------------

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	世界の国々においても、「光の道」同様、情報化社会の進
	意見内容	展を見越し、超高速ブロードバンドネットワークの整備を
	(該当部分)	政府が主導して進めており、国際競争力の観点からも、
		日本がそれらの国々に遅れをとるわけにはいかないと考
		えます。従って、「光の道」構想は、その早急な実現が求
		められます。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に対し、共感・賛同いたします。

意見提出元	個人
-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	基盤インフラの整備にあたり最も重視すべきことは、
	意見内容	いかに効率的に整備を行うかという点です。特に、現在
	(該当部分)	超高速ブロードバンドが未整備の地域は、山間部や離島
		等が多く、一般的に情報通信基盤整備にコストがかかる
		とされている地域です。これまで、採算の合わないこれら
		地域については、国の支援を受けた地方自治体が整備を
		行い、民間事業者に対し、IRU に基づき貸し出しを行うい
		わゆる「公設民営方式」の採用が第一に検討されてきたと
		ころであり、タスクフォースにおいて整理された「「光の道」
		構想実現に向けてー基本的方向性ー」(以下、「基本的方
		向性」という。)の中でも、当該方式の活用について触れ
		られています。しかしながら、現在の我が国の財政状に
		鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは
		適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導によ
		る効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要
		と考えます。弊社共としましては、以上の基本的な考え方
		に基づき、タスクフォースヒアリングにて、望ましい光アク
		セス基盤整備方法を述べさせて頂いたところであり、その
		概要は次のとおりです。
		まず、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話
		株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線
		部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下「ア
		クセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス
		回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担いま
		す。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの
		光回線を引き込むことを基本としますが、当該整備に係る
		設備投資額は約2.5 兆円と試算していま
		す。
		また、本設備構築については、5年間での実現可能性と
		収益性に係る検証が必要となりますが、前者について
		は、工事の効率化により、期限内での対応が可能であ
		り、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効
		果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字

	経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は、考えています。
--	-----------------------------------

#### 上記の意見内容に対する再意見

No.269 の意見に賛成いたします。現在の日本の財政 状態を鑑みても、公的資金の投入なしで全国民に超高 速ブロードバンドを提供できる方法をまず検討すべきと 考えます。NTT 東西殿が主張(特に採算の合わない地 域への公的資金投入を前提とした整備の在り方)には 疑問を感じます。また、アクセス網のみならず、コア網 であるNGNのプラットフォームのオープン性確保につ いては、様々な主張があることは承知しつつも、共通の アクセス網で同一の条件で利用できるオープンな構造 が担保できるならば、先に申し上げた公的資金の投入 なしという経済的利点からも、NTT 東西を構造分離した 上での、アクセス回線会社を設立する方法を取ること が望ましいと考えます。一方、インフラを整備しても、コ ンテンツが充実し、利活用が進まないと意味がないと いう意見もありますが、デジタルデバイドの解消はそれ らの議論の前提にあるものであり、インターネットの世 界の市場環境や進化のスピードは、非常に速いことが 様々な過去に事例から証明されている点からも、すぐ にやれることから着手していかなければ、コンテンツが 揃い始めた時点でインフラの整備に着手をしても手遅 れになることは明白です。

以上の様な点から、No.269 の意見に賛成ですが、NTT 東西殿が仰っているように、No.269 の試算に誤りや疑 念があるのであれば、公開すべき試算に必要な情報を 開示した上で、国民を巻き込んだオープンな議論を行う べきではないでしょうか。

意見提出元	個人
-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 社、他
された意見	提出された	NTT 東西の持つアクセス回線部門を構造的に分離した
	意見内容	「アクセス回線会社」を設立し、光アクセス基盤整備を
	(該当部分)	担わせる。
上記の意見内容に対する再意見		NTT の大株主は財務大臣(実質持株比率 40.1%)、つま
		り、NTT の資産の約半分は国民の財産です。
		これを各事業会社(ソフトバンク等)に使わせることは、公
		的資金を使うことと、実質変わりはありません。
		にもかかわらず「公的資金に頼らずに」とうたった上記意
		見は、競争相手事業者(NTT)の体力消耗を狙い、自社
		の利益を得ようとする主張であり、公正な競争を忌避す
		るものであると同時に、巧妙に国民の財産を盗み取ろ
		うとするものと言えます。
		このような、自社のみの利益追求の主張には反対です。
		上記意見を採るぐらいなら、公的資金を使い、各社の
		公正な競争を堂々と進めるべきと考えます。

意見提出元   株式会社E・C・R
-------------------

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクモバイル株式会社
された意見		ソフトバンクBB株式会社
		ソフトバンクテレコム株式会社
	提出された	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等
	意見内容	の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有
	(該当部分)	無に関わらず、前述のWiーFi機能付アダプタを経由し
		て、全ての世帯において無料で利用可能とするもので
		す。
		すなわち、全世帯へのWiーFi機能付アダプタの設
		置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サー
		ビスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備と
		ともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプショ
		ン 100%が達成されることとなります。
		また、光ブロードバンドが全世帯に整備されること
		で、公的サービス以外にも光ブロードバンドインフラを
		利用した魅力的なサービスやアプリケーションが登場し
		てくることが予測されます。
上記の意見内容に対する	<b>再意見</b>	日本経済の牽引役となる情報通信産業の発展の為
		に、全世帯での超高速ブロードバンド化は必須である
		と考えます。
		公的サービスでの利活用とともに新たなるサービス
		やアプリケーションの登場の為にも、ソフトバンク社の
		提案は、光ブロードバンド化への道しるべになり得ると
		考えます。
		また、その整備については効率的になされる必要が
		あり、同社が掲げる整備の在り方のとおり、民間主導で
		模索していくことが必要であると考えます。

意見提出元	株式会社クリエイティブ・バンク
-------	-----------------

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス
	意見内容	は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ
		ればなりません。
上記の意見内容に対する	<b>再意見</b>	賛同する
「光の道」構想に関する	提出された	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を
意見募集において提出	意見内容	100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を
された意見	(該当部分)	発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわ
		ち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータル
		の維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する	<b>再意見</b>	賛同する
「光の道」構想に関する	提出された	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公
意見募集において提出	意見内容	的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関
された意見	(該当部分)	わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全て
		の世帯において無料で利用可能とするものです。
		すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、
		及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの
		利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、
		有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%
		が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		賛同する

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金
	意見内容	等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金
	(該当部分)	に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優
		先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		公的資金に頼らずに、情報インフラ強化を推進できるセ
		策があるのであれば、賛成します。

意見提出元	個人
-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社, ソフトバンクテレコム株式会社,
された意見		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	アクセス回線会社の設立
	意見内容	
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見		NTTの構造分離だけでなくNTTは経営情報を開示し、資
		本・権利の分離が必要

意見提出元	日本テレコムインフォメーションサービス(株)
-------	------------------------

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス
	意見内容	は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ
		ればなりません。
上記の意見内容に対する	<b>再意見</b>	医療や教育などにおける地域格差という問題を解決する
	T	うえでのICT活用の為に「光の道」整備は必要である。
「光の道」構想に関する	提出された	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基
意見募集において提出	意見内容	盤の大部分がNTT東西殿の設備により構築されているこ
された意見	(該当部分)	と、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当た
		り、経験豊富なNTT社員の能力を最大限活用すべきであ
		ること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体とし
		て、アクセス回線会社を設立することが最も合理的である
		と考えます。
上記の意見内容に対する	5再意見	「光の道」早期実現の為には、NTT 社員のこれまでの実
		績・経験を最大限に活用し、効率的な工事遂行を可能と
	Г. <u>.</u>	する必要がある。
「光の道」構想に関する	提出された	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を
意見募集において提出	意見内容	100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を
された意見	(該当部分)	発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわ
		ち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータル
	7 王卒日	の維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する 	)	「光の道」整備は、光アクセス基盤100%敷設による超高
		速ブロードバンド化とメタル回線維持費の100%削減が
	#B111- <b>*</b> -11-	その大きな目的といっても良いと思う。
「光の道」構想に関する	提出された	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公
意見募集において提出	意見内容	的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関
された意見	(該当部分)	わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全て     の世帯において無料で利用可能とするものです
		の世帯において無料で利用可能とするものです。   まなわれ、会世帯への Wi-Fi 操作付き又がプタの記署
		すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、   Bが電子教育・電子医療・電子行政等の公的サービスの
		及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの

利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダブション 100%が達成されることとなります。  地域医療連携や電子行政サービスなど高齢化社会に向けての諸問題を解決するため、「光の道」整備により国民に優しく、また、平等に公的サービスを無料で利用できる事が可能となる。  「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分) を離析・魅力的なサービス・アブリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。  上記の意見内容に対する再意見 NTT東西殿の完全分社化が、不公正な競走環境を是正し、低廉な光アクセス網を利用した公正なサービス競争を促す。また、低廉化光ブロードバンドの普及がアプリケーション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひいては経済の活性化が期待できる。  「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分) がTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。  上記の意見内容に対する再意見 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平な競争環境整備が必要である。		1	
上記の意見内容に対する再意見 地域医療連携や電子行政サービスなど高齢化社会に向けての諸問題を解決するため、「光の道」整備により国民に優しく、また、平等に公的サービスを無料で利用できる事が可能となる。  「光の道」構想に関する 提出された意見 (該当部分) を構成を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。  NTT東西殿の完全分社化が、不公正な競走環境を是正し、低廉な光アクセス網を利用した公正なサービス競争を促す。また、低廉化光ブロードバンドの普及がアプリケーション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひいては経済の活性化が期待できる。  「光の道」構想に関する意見 (該当部分) には経済の活性化が期待できる。  「光の道」構想に関する意見 (該当部分) たいでとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。  ト記の意見内容に対する再意見 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平			
上記の意見内容に対する再意見 地域医療連携や電子行政サービスなど高齢化社会に向けての諸問題を解決するため、「光の道」整備により国民に優しく、また、平等に公的サービスを無料で利用できる事が可能となる。  「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分) を増しいった望ましいサイクルが生まれることとなります。  上記の意見内容に対する再意見 NTT東西殿の完全分社化が、不公正な競走環境を是正し、低廉な光アクセス網を利用した公正なサービス競争を促す。また、低廉化光ブロードバンドの普及がアプリケーション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひいては経済の活性化が期待できる。  「光の道」構想に関する 提出された意見 おいて提出 意見内容 (該当部分) がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。			有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%
けての諸問題を解決するため、「光の道」整備により国民に優しく、また、平等に公的サービスを無料で利用できる事が可能となる。  「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分)			が達成されることとなります。
けての諸問題を解決するため、「光の道」整備により国民に優しく、また、平等に公的サービスを無料で利用できる事が可能となる。  「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分)			
に優しく、また、平等に公的サービスを無料で利用できる事が可能となる。 「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分)	上記の意見内容に対する	5再意見	地域医療連携や電子行政サービスなど高齢化社会に向
事が可能となる。  「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分) を確、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。  上記の意見内容に対する再意見 NTT東西殿の完全分社化が、不公正な競走環境を是正し、低廉な光アクセス網を利用した公正なサービス競争を促す。また、低廉化光ブロードバンドの普及がアプリケーション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひいては経済の活性化が期待できる。  「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分) がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。  上記の意見内容に対する再意見 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平			けての諸問題を解決するため、「光の道」整備により国民
「光の道」構想に関する			に優しく、また、平等に公的サービスを無料で利用できる
意見募集において提出 された意見 の整備、それによる競争の活性化、それらの結果として の料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。			事が可能となる。
された意見 (該当部分) の料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。  上記の意見内容に対する再意見 NTT東西殿の完全分社化が、不公正な競走環境を是正し、低廉な光アクセス網を利用した公正なサービス競争を促す。また、低廉化光ブロードバンドの普及がアプリケーション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひいては経済の活性化が期待できる。  「光の道」構想に関する	「光の道」構想に関する	提出された	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境
場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。 上記の意見内容に対する再意見 NTT東西殿の完全分社化が、不公正な競走環境を是正し、低廉な光アクセス網を利用した公正なサービス競争を促す。また、低廉化光ブロードバンドの普及がアプリケーション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひいては経済の活性化が期待できる。 「光の道」構想に関する意見内容 意見内容 意見内容 意見 (該当部分) だとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。  上記の意見内容に対する再意見 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平	意見募集において提出	意見内容	の整備、それによる競争の活性化、それらの結果として
上記の意見内容に対する再意見 NTT東西殿の完全分社化が、不公正な競走環境を是正し、低廉な光アクセス網を利用した公正なサービス競争を促す。また、低廉化光ブロードバンドの普及がアプリケーション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひいては経済の活性化が期待できる。 「光の道」構想に関する 意見内容 意見内容 意見外容 意見外容 (該当部分) (該当部分) (該当部分) によいて提出 がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。  上記の意見内容に対する再意見 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平	された意見	(該当部分)	の料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登
し、低廉な光アクセス網を利用した公正なサービス競争を 促す。また、低廉化光ブロードバンドの普及がアプリケーション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひいては経済の活性化が期待できる。 「光の道」構想に関する 提出された 意見内容 意見募集において提出 意見内容 (該当部分) によいても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。  上記の意見内容に対する再意見 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平			場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
促す。また、低廉化光ブロードバンドの普及がアプリケーション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひいては経済の活性化が期待できる。  「光の道」構想に関する	上記の意見内容に対する再意見		NTT東西殿の完全分社化が、不公正な競走環境を是正
ション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひいては経済の活性化が期待できる。 「光の道」構想に関する			し、低廉な光アクセス網を利用した公正なサービス競争を
「光の道」構想に関する 提出された 意見募集において提出 意見内容 (該当部分) にいても、各社の市場を配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平			促す。また、低廉化光ブロードバンドの普及がアプリケー
「光の道」構想に関する			ション開発市場やサービス競争にも好影響を与え、ひい
意見募集において提出 意見内容 (該当部分) 見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平			ては経済の活性化が期待できる。
された意見 (該当部分) ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平	「光の道」構想に関する	提出された	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを
がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。  ト記の意見内容に対する再意見 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平	意見募集において提出	意見内容	見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行
争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、 グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境 を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分 離といった措置も併せて実施する必要があるものと考え ます。  ト記の意見内容に対する再意見  NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平	された意見	(該当部分)	ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性
グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。  ト記の意見内容に対する再意見 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平			がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競
を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。  ト記の意見内容に対する再意見 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平			争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、
離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。上記の意見内容に対する再意見NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平			グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境
ます。 上記の意見内容に対する再意見 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平			を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分
上記の意見内容に対する再意見 NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平			離といった措置も併せて実施する必要があるものと考え
			ます。
な競争環境整備が必要である。	上記の意見内容に対する	西意見 一	NTTグループ各社の完全な資本分離による、公正・公平
1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			な競争環境整備が必要である。

<sup>※</sup>なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

意見提出元	個人
-------	----

■応光分末に対して	1,CH1 C 11 01 C/E	201-217 0/20
「光の道」構想に関する	意見番号	279
意見募集において提出	意見提出者	東日本電信電話株式会社
された意見	提出された	ブロードバンド全体のエリアカバー率は99%に達し、光
	意見内容	ブロードバンドについても、既に90%の世帯でご利用い
	(該当部分)	ただける環境(需要に即応できる環境)が整備されてきて
		いる中で、ブロードバンド全体の世帯普及率は約65%
		(その半数は光ブロードバンドで提供)という状況を踏ま
		えると、光を敷設すれば利用率が100%になるというも
		のではなく、「光の道」の実現に向けて重点的に取り組む
		べきことは、未だブロードバンドを利用していない35%の
		方々にご利用していただくために、ブロードバンドにより
		どのようなサービス等を実現するかということにあると考
		えます。
上記の意見内容に対する	<b>再意見</b>	東日本電信電話株式会社の意見に賛成します。
		「光の道」実現に向けては、利用率の向上を図らなければ
		ならないと思いますが、先に意見提起させていただいた
		ように、未だブロードバンドを利用していない約35%の
		方々に利用していただくために、料金だけでなく、国民の
		ニーズに合った、特に私のような年配者でもブロードバン
		ドにより、簡単かつ日常的に利用できる様々なサービス
		の提供が必要であると考えますので、そのための政策的
		な取組みを期待するとともに、国民の声を時間をかけて
		十分に把握し、議論・検討して取り組んでいただくことを
		お願いします。

意見提出元	株式会社オーシャンブリッジ
-------	---------------

■思兄券集に刈しし	1	
「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金
	意見内容	等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金
	(該当部分)	に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先
		的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する	5再意見	賛成します。民間のイニシアティブで整備できるのであれ
		ば、その可能性を優先して検討を進めるべきと考えま
		す。
「光の道」構想に関する	提出された	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備
意見募集において提出	意見内容	が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポ
された意見	(該当部分)	イントになります。
上記の意見内容に対する再意見		賛成します。前述の通り、民間のイニシアティブで整備で
		きるのであれば、その可能性を優先して検討を進めるべ
		きと考えます。
「光の道」構想に関する	提出された	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境
意見募集において提出	意見内容	の整備、それによる競争の活性化、それらの結果として
された意見	(該当部分)	の料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登
		場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		賛成します。民営化から時間の経った現在でも、日本の
		通信市場における NTT 各社の支配的地位はまだまだ明
		白です。この機会に公正な競争環境を実現することが、
		消費者にとって、ひいては日本経済にとって大きなメリット
		になると考えます。
「光の道」構想に関する	提出された	具体的には以下のような取り組みを政策決定プロセスに
意見募集において提出	意見内容	取り込み、ICT を利用した直接民主主義を総務省殿が率
された意見	(該当部分)	先して実現していくべきです。
		・ ICT 活用
		- インターネットライブ中継
		- インターネットを利用した双方向討議
上記の意見内容に対する再意見		賛成します。せっかく「光の道」について議論をするので
		あれば、ICT の活用は積極的に進めるべきと考えます。
		民主党政権の事業仕分けにおける USTREAM 生中継が
		メディアでも話題になりましたが、同様の取り組みを本議

		,
		論でも採用すべきと考えます。
「光の道」構想に関する	提出された	意見募集の在り方について、以下を提案させて頂きま
意見募集において提出	意見内容	す。
された意見	(該当部分)	・ 一般個人も含め、広く意見募集を行っている以上、ホー
		ムページ上において、意見募集のあるページは誰からも
		分かりやすくするよう、トップページからの遷移をできるだ
		け少なくする
		・ 意見書提出については、Word や一太郎等にフォーマッ
		トを限定するのではなく、ツイッター等を含めた自由なフ
		ォームを認める
		・ 集められた意見について、どのように政策に反映して
		いくのか、意見募集開始の際に併せて公開する
上記の意見内容に対する再意見		賛成します。より多くの国民の声を集めて議論を深める必
		要があると考えます。Twitterは広く声を集める手段として
		は検討すべきと考えます。
		また、こうした意見募集においては、いつも、それがどの
		ように反映されるのかが非常に分かりにくいと感じていま
		す。どのように政策に反映されるのか、明示していただき
		たいと考えます。

意見提出元	株式会社データクラフト
-------	-------------

「光の道」構想に関する	意見番号	No.269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、
された意見		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	全体
	意見内容	
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する	再意見	私どももソフトバンクグループ殿の意見に全く同感であり、賛同
		いたします。光回線は社会的に重要なインフラであり、新会社
		設立により公正な競争環境を確立し、
		独占状態を解消し、自由競争を促進することで、利用者により
		良いサービスを提供できるものと考えます。

意見提出元 ネットカルチャー株式会社
--------------------

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス
	意見内容	は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ
		ればなりません。
上記の意見内容に対する	再意見	上記意見に賛同する。
		民間企業にとっても新たなビジネスチャンスが大きく広が
		ることが期待でき、このインフラ確保は重要な経営課題と
		とらえている。また、公平で自由な競争環境を保つことで
		各社がしのぎを削り、豊かな生活に欠くことのできない優
		良サービスが生まれてくると考えている。

	意見提出元	個人
--	-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク
された意見	提出された	「光利用率向上について」
	意見内容	電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを有料
	(該当部分)	の光ブロードバンドのみならず Wi-Fi 機能付きアダプタ
		一を経由した利用
上記の意見内容に対する	再意見	高齢化社会・公平な情報取得、が全国民が可能とする事が今後の日本の活性化、安心した暮らしに繋がると考えます。

意見提出元   個人
------------

「光の道」構想に関する	意見番号	256
意見募集において提出	意見提出者	NTT
された意見	提出された	
	意見内容	
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見		<ul> <li>国の財政状況などを考慮すると公設民営には賛成しかねる。</li> <li>公設民営にした場合、ランニングにおいて地方自治体の負担が大きい。(線路保守費用等)</li> <li>メタル回線と光回線の二重投資は無駄と考え、メタル回線を早期に撤去し、利用価値の高い光回線の敷設と維持にコストをかけるべき。</li> <li>SBが主張しているように、税金ゼロで出来ればその方向がよい。</li> <li>公設民営はNTTを焼け太りするだけではないかと思う。</li> </ul>

意見提出元	株式会社ビューン
-------	----------

「光の道」構想に関す	意見番号	269
る意見募集において	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
提出された意見	157717EFF1 E	ソフトバンクテレコム株式会社
1/2 HI C 4 01 C 1/2/ ) L		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは
	意見内容	国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであ
	(該当部	ることから、全国民が平等に情報を享受することを可能と
	分)	する「光の道  は、新しい基本的人権とされるべき情報ア
	,,,	クセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけれ
		ばなりません。
上記の意見内容に対す	 う再意見	豊かな国民生活を実現するために、全国民が平等に情報を
		享受する基本的人権として、「光の道」が社会インフラとし
		て整備されていくべき、との考え方に賛同します。
「光の道」構想に関す	提出された	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の
る意見募集において	意見内容	投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼ら
提出された意見	(該当部	ない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索
	分)	することが必要と考えます。
上記の意見内容に対す	る再意見	基盤整備にかかる初期投資額、運用コストを十分精査のう
		えで、整備スキームを検討する必要があると考えます。こ
		の際、競争原理とコスト効率化の観点から、民間で対応し
		得るものは民間主導とし、公的資金の活用は補完的な位置
	T	づけで検討を進めていくべきものと考えます。
「光の道」構想に関す	提出された	現在の世帯カバー率90%である超高速ブロードバンド基盤
る意見募集において	意見内容	の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、
提出された意見	(該当部	また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、
	分)	経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること
		等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アク
		セス回線会社を設立することが最も合理的であると考えま     、
I de la de l		to
上記の意見内容に対する再意見		リードタイム・コスト効率の双方の観点を斟酌し、NTT 社員
		の経験と知識を活用できるインフラ整備のスキーム検討が
「小の法」排出に開き	担用シンチ	必要と考えます。
「光の道」構想に関す	提出された	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%
る意見募集において	意見内容	敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生さ
提出された意見	(該当部	せているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネッ
	分)	トワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持

		費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対す	る再意見	運用コストの増大回避のみならず、光ブロードバンド上で
		提供される各種サービス、アプリケーションの開発促進、
		市場経済に与える好影響を加味すると、新たなインフラ構
		築は、できるだけ短期間で旧インフラから移行が完了する
		方法を模索すべきと考えます。
「光の道」構想に関す	提出された	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備
る意見募集において	意見内容	が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイ
提出された意見	(該当部	ントになります。
,	分)	
上記の意見内容に対する再意見		公的資金の投入なしに、民間主導で効率的にインフラ整備
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- , , , , , ,	が進むスキームを採り得る場合、それらの提案については、
		優先的に検討を行うべきと考えます。
 「光の道」構想に関す	提出された	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的
る意見募集において	意見内容	サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わら
提出された意見	(該当部	ず、前述のWi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世
元四でする心力	分)	帯において無料で利用可能とするものです。
	747	すなわち、全世帯へのWi-Fi 機能付きアダプタの設置、及
		び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用
		環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・
		無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成
		されることとなります。
		過去の事例を鑑みても、新インフラの普及率と移行リード
		タイムは、あらたな基盤上で提供されるサービスの充実度
		と比例して向上、推進されていくものと考えられます。そ
		の意味で、公的、民間を問わず、光ブロードバンド上で提
		供されるサービスのロードマップと、ユーザーが享受する
		メリットをより具体的に明示していくことが、国民的コン
		センサスを得るための近道だと考えます。
 「光の道」構想に関す	提出された	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、
る意見募集において	意見内容	事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現
提出された意見	(該当部	在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有
ル山ですいこぶん	分)	料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
///   上記の意見内容に対する再意見		サービス、アプリケーションレイヤでの競争がグローバル
上記の思わり合作がす	の竹思元	リーロス、アフック・フョンレイでくの競争がクローデット
		現、維持していくために、NTT東西殿の保有するアクセス網 の構造分離(字合分針化)は必須、不可欠な悪体だと考え
		の構造分離(完全分社化)は必須、不可欠な要件だと考え     ます。
   「光の道」構想に関す	提出された	まり。 有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争によ
一元の垣」構想に関す	徒田された   意見内容	有料の元プロートハント利用率向上のためには、競争によ     る料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーシ
る息兄券集において 提出された意見	息見内容	
延山された思兄		ョンの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の   株件八郎 (字合八社化) な実現することで達成可能でなる
	分)	構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能である     ト表ネルオ
		と考えます。
上記の意見内容に対す	, y <b>工</b> 立 日	競争環境の促進、ユーザーが享受するサービス品質の向上

		1,2941年 2000年1110年1110日1110日1110日1110日1110日1110日
		という観点で、NTT 東西殿の構造分離(完全分社化)が必要
		である、との意見に賛同します。
「光の道」構想に関す	提出された	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整
る意見募集において	意見内容	備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金
提出された意見	(該当部	低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場とい
	分)	った望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対す	る再意見	競争環境の促進、ユーザーが享受するサービス品質の向上
		という観点で、NTT 東西殿の構造分離(完全分社化)が必要
		である、との意見に賛同します。
「光の道」構想に関す	提出された	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見
る意見募集において	意見内容	れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行った
提出された意見	(該当部	としても、各社の市場支配的事業者としての優位性がその
	分)	まま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環
		境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グルー
		プドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備す
		るためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措
		置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対す	る再意見	NTT グループドミナンスの問題については、1999 年の分割
		後の経緯を見ても明らかな様に、単に構造分離を実施する
		だけでは市場占有率の課題が解消するには至らず、完全な
		資本分離を伴うことが必要、不可欠な措置と考えます。

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

意見提出元	BBIX株式会社
-------	----------

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス
	意見内容	は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ
		ればなりません。
上記の意見内容に対する	<b>再意見</b>	情報アクセス権として離島や過疎地に係わらず全国あま
		ねく光ファイバサービスが提供されるべきと考えます。よ
		って、上記の意見内容に賛同いたします。
「光の道」構想に関する	提出された	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金
意見募集において提出	意見内容	等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金
された意見	(該当部分)	に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先
		的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する	5再意見	個人所得が減少傾向にある中、国民負担をできる限り軽
		減することは必須条件と考えます。 寧ろ、公的資金(将来
		の国民負担につながる。)の活用はゼロとし可能な限りの
		民間活力を促進する公正競争環境を整備することが必要
	1	です。よって、上記意見に賛同いたします。
「光の道」構想に関する	提出された	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基
意見募集において提出	意見内容	盤の大部分がNTT東西殿の設備により構築されているこ
された意見	(該当部分)	と、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当た
		り、経験豊富なNTT社員の能力を最大限活用すべきであ
		ること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体とし
		て、アクセス回線会社を設立することが最も合理的である
		と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		現状、NTT 東西において NGN(次世代ネットワーク)が提
		供されておりますが、そのネットワーク構築はNTTグルー
		プによるフレッツ光サービス等を前提に構築されており、
		接続事業者の創意工夫によるサービス構築の面では非
		常に使い辛いネットワークとなっており、新規参入事業者
		の参入障壁や既存接続事業者のサービス構築の際のボ
		トルネックとなっております。

		このことを解消するためには NTT 東西のアクセス(管理) 部門を分離し、NTT 東西の営業(利用)部門とその他の接続事業者が公平に NGN 網へ接続できる環境を整え、アンバンドル機能を充実すべきと考え上記意見に賛同します。
「光の道」構想に関する	提出された	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争に
意見募集において提出	意見内容	よる料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケ
された意見	(該当部分)	ーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西
		殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能で
		あると考えます。
上記の意見内容に対する	再意見	NTT東西との接続においては、ソフトウェア開発費用やエ
		事費及び手続費等の高額な接続事業者コスト負担が求
		められ、その高額なコストがひとつの参入障壁となってい
		ます。具体的にはソフトウェア等の開発については NTT
		データなど、工事費及び手続費についても NTT 東西の子
		会社やグループ会社へ業務委託されており、NTT 持株会
		社を頂点とした NTT グループ内取引ではコストの高安は
		グループ全体の収益にはあまり関係無く、高額なコスト負
		担を強いられている接続事業者の新サービス等の構築を
		阻害する要因となっております。
		よって、NTT 東西のアクセス部門を構造分離(完全分社
		化)することは今後の光ブロードバンド利用率向上のため
		の料金低廉化につながるものと考えます。よって、上記意
		見の内容に賛同いたします。

以上

意見提出元	サクサ株式会社
-------	---------

「光の道」構想に関する	意見番号	全般
意見募集において提出	意見提出者	_
された意見	提出された	光アクセス回線の機能分離ならびに構造分離に対する
	意見内容	意見全般
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する	(該当部分)	今回提出された意見の中では、光アクセス回線の機能分離ならびに構造分離については、多くの課題がある旨の意見が多数寄せられています。 本件に対する弊社の考え方も、以下の理由から、光アクセス回線の機能分離等は検討すべきでないと考えます。 ◆利用者[ユーザ]にとって、より良いサービスか否かは、アクセス回線だけでなく、利用者から直接見える情報端末、更にはNWサービス、コンテンツやアプリケーション等のトータル評価で決まります。また、これらの各分野で、それぞれの事業者が幅広い競争と連携を行い、そのメリットを享受できると考えます。 ◆アクセス会社設立による構造分離等は、利用者の利便性やその会社の投資インセンティブ、経営の効率性等の課題が大きく、実施の検討にあたっては、相当の時間と労力、コストが必要と考えます。 一方、ブロードバンドの利用促進に貢献する大きな要素の一つとして、魅力あるサービスや情報端末の提供がありますが、初期は価格との関係で早期普及が難しいことは常であります。従って、光アクセス回線の機能分離等の検討に労力等をかけるより、新しいサービスや端末等の開発促進ならびに利用者の端末構入等に対する支援策を行っていただく方が、利用者の利便向上ならびにメーカの国際競争力強化の面でも、メリットが大きいと考えます。 ◆メタル回線の早期撤去については、ISDN 関連や公衆電話等、メタル回線の早期撤去については、ISDN 関連や公衆電話等、メタル回線でしか提供できていないサービスならびに端末の局給電等の課題も多くあることから、これらサービスの需要動向や対応策、さらには各分野との調整等を総合的に考慮し、利用者に混乱を与えないように進めていただきたい。
		以上

意見提出元	全国通信用機器材工業協同組合
-------	----------------

京見 は	■意見募集に対して	提出された意	意見に対する意見
度見内容 (意見項目 2 関連) 国際競争の観点からも、競争領域はインフラではなく、サービス 分野に世界的にシフトしている。Google、Twitter、SNS やIPad など を活用した多彩なサービスは全て米国発で、これらを鑑みても、わが国はサービス創造で立ち遅れていることは正直否めない。 各企業が、これまで自助努力で築き上げてきた企業資産を、企業 の責任において利活用していくことが経済原理の観点からも最も 有効であり、現行の競争政策スキー人を推進させるべきである。 意見番号 278 意見提出者 名古屋商工会議所 提出された 意見内容 (意見項目 2 関連) アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や 収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。 昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見提出者 米国商工会議所 提出された 意見内容 (意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの利服を変更なが技術によるによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。 ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのプロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)	「光の道」構想に関する	意見番号	46
意見内容 (該当部分) 国際競争の観点からも、競争領域はインフラではなく、サービス分野に世界的にシフトしている。Google、Twitter、SNS やiPad などを活用した多彩なサービスは全て米国発で、これらを鑑みても、わが国はサービス創造で立ち遅れていることは正直否めない。各企業が、これまで自助努力で築き上げてきた企業資産を、企業の責任において利活用していくことが経済原理の観点からも最も有効であり、現行の競争政策スキームを推進させるべきである。意見番号 278 意見提出者 名古屋商工会議所 提出された (意見項目 2 関連) アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。意見提出者 米国商工会議所 (意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンがの先駆者としての日本の地位を危づくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、ストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、プロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。、プロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者東北インテリジェント通信株式会社提出された (意見項目 2 関連)	意見募集において提出	意見提出者	社団法人 関西経済同友会
(該当部分) 分野に世界的にシフトしている。Google、Twitter、SNSやiPadなどを活用した多彩なサービスは全て米国発で、これらを鑑みても、わが国はサービス創造で立ち遅れていることは正直否めない。各企業が、これまで自助努力で築き上げてきた企業資産を、企業の責任において利活用していくことが経済原理の観点からも最も有効であり、現行の競争政策スキームを推進させるべきである。 意見番号 278 意見提出者 名古屋商工会議所 提出された 意見内容 アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 提出された 意見内容 (該当部分) (意見項目 2 関連) 構造的分離がプロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの手を制をしての日本の地位を危うしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困り難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。プロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者東北インテリジェント通信株式会社提出された (意見項目 2 関連)	された意見	提出された	(意見項目 2 関連)
を活用した多彩なサービスは全て米国発で、これらを鑑みても、わが国はサービス創造で立ち遅れていることは正直否めない。各企業が、これまで自助努力で築き上げてきた企業資産を、企業の責任において利活用していくことが経済原理の観点からも最も有効であり、現行の競争政策スキームを推進させるべきである。 意見番号 278 意見提出者 名古屋商工会議所 提出された 意見項目 2 関連) アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見提出者 米国商工会議所 提出された 意見内容 (意見項目 2 関連)		意見内容	国際競争の観点からも、競争領域はインフラではなく、サービス
わが国はサービス創造で立ち遅れていることは正直否めない。 各企業が、これまで自助努力で築き上げてきた企業資産を、企業 の責任において利活用していくことが経済原理の観点からも最も 有効であり、現行の競争政策スキームを推進させるべきである。 意見番号 278 意見提出者 名古屋商工会議所 提出された (意見項目 2 関連) アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や 収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。 昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今 後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 提出された (意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。プロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)		(該当部分)	分野に世界的にシフトしている。Google、Twitter、SNS やiPad など
各企業が、これまで自助努力で築き上げてきた企業資産を、企業の責任において利活用していくことが経済原理の観点からも最も有効であり、現行の競争政策スキームを推進させるべきである。 意見番号 278 意見提出者 名古屋商工会議所 提出された 意見項目 2 関連) アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。  意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 提出された 意見項目 2 関連) 構造的分離がプロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、プロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、プロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。プロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのプロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社			を活用した多彩なサービスは全て米国発で、これらを鑑みても、
の責任において利活用していくことが経済原理の観点からも最も 有効であり、現行の競争政策スキームを推進させるべきである。 意見提出者 名古屋商工会議所 (意見項目 2 関連) アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や 収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。 昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今 後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 (意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することになって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。 ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社			わが国はサービス創造で立ち遅れていることは正直否めない。
有効であり、現行の競争政策スキームを推進させるべきである。 意見番号 278 意見提出者 名古屋商工会議所 提出された (意見項目 2 関連) アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や 収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。 昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 提出された 意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。 ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 (意見項目 2 関連)			各企業が、これまで自助努力で築き上げてきた企業資産を、企業
意見番号 278 意見提出者 名古屋商工会議所 提出された (意見項目 2 関連) アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や 収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。 昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今 後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 提出された (意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待でき ず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。 ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)			の責任において利活用していくことが経済原理の観点からも最も
意見提出者 名古屋商工会議所 提出された 意見内容 (該当部分) 収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。 昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 提出された 意見内容 (該当部分) (意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。 ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)			有効であり、現行の競争政策スキームを推進させるべきである。
提出された 意見内容 (該当部分) アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や 収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。 昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 (意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。 ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社		意見番号	278
意見内容 (該当部分) 収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。 昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 提出された 意見内容 (該男項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。 ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)		意見提出者	名古屋商工会議所
(該当部分) 収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。 昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今 後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 提出された 意見内容 (意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)		提出された	(意見項目 2 関連)
昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。  意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 提出された (意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。  意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)		意見内容	アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や
後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。 意見番号 142 意見提出者 米国商工会議所 提出された (意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 (意見項目 2 関連)		(該当部分)	収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。
意見提出者 米国商工会議所 提出された 意見項目 2 関連) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。 ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。  意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)			昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今
意見提出者 米国商工会議所 提出された (意見項目 2 関連)			後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。
提出された 意見内容 (該当部分) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。  意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)		意見番号	142
意見内容 (該当部分) 構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。  意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)		意見提出者	米国商工会議所
(該当部分) ず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。  意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)		提出された	(意見項目2関連)
て、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。 ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。  意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)		意見内容	構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待でき
せん。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。  意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)		(該当部分)	ず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによっ
かり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。     ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。  意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)			て、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねま
もこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。     ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。     意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 (意見項目 2 関連)			せん。例えば、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がか
世利用を拡大するという目標を達成できませんでした。     ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに 重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の 地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを 考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星 など)を同様に扱うべきであります。     意見番号 196     意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)			かり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なにより
ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに 重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の 地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを 考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星 など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)			もこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上さ
重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の 地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを 考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星 など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)			せ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。
地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを 考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星 など)を同様に扱うべきであります。 意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)			ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として、FTTH のみに
考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。  意見番号 196 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社 提出された (意見項目 2 関連)			重点がおかれていることを懸念いたします。日本の異なる地域の
など)を同様に扱うべきであります。			地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを
意見番号196意見提出者東北インテリジェント通信株式会社提出された(意見項目 2 関連)			考慮すれば、すべてのブロードバンド技術(固定回線、無線、衛星
意見提出者     東北インテリジェント通信株式会社       提出された     (意見項目 2 関連)			など)を同様に扱うべきであります。
提出された (意見項目 2 関連)		意見番号	196
		意見提出者	東北インテリジェント通信株式会社
意見内容 例えば、行政の場合、電子政府、教育や医療等の分野におい		提出された	(意見項目 2 関連)
		意見内容	例えば、行政の場合、電子政府、教育や医療等の分野におい

(該当部分)	て、ICT の利活用の促進に向け省庁横断的に取り組み、通信設
	備・サービス購入におけるエコポイントや電子政府申請料の割引
	といった政策を推進するなどが考えられます。
	アクセス回線会社の分離は、これまでリスクを負って設備投資を
	行い「設備競争」及び「サービス競争」を実施してきた事業者に多
	大な影響を及ぼすおそれがあります。基本的方向性にも示されて
	いるように事業者間競争は、「サービス競争」と「設備競争」の両面
	から促進することが重要であり、アクセス回線の分離等は「設備競
	争」を否定することであり、結果として、「技術イノベーションの阻
	害」、「インフラの脆弱化及び「地方の衰退」にもつながりかねない
	ことから取るべき選択肢ではないと考えます。
意見番号	256
意見提出者	日本電信電話株式会社
提出された	(辛日15日 0 周) 市)
	(意見項目2関連)
意見内容	(息見頃日 2 関連) ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォース
""	
意見内容	ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォース
意見内容	ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォース で議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーショ
意見内容	ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全体にわたる議論が必要
意見内容	ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全体にわたる議論が必要であり、ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなく、
意見内容	ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全体にわたる議論が必要であり、ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなく、コンテンツやアプリケーション等の競争が重要です。
意見内容	ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全体にわたる議論が必要であり、ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなく、コンテンツやアプリケーション等の競争が重要です。とりわけ、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教
意見内容	ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全体にわたる議論が必要であり、ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなく、コンテンツやアプリケーション等の競争が重要です。とりわけ、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等において、政府自らが率先してICTの積極的な利活用
意見内容	ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全体にわたる議論が必要であり、ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなく、コンテンツやアプリケーション等の競争が重要です。とりわけ、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等において、政府自らが率先してICTの積極的な利活用に取組み、ICTの利用を促進する省庁横断的な取組みによる規制
意見内容	ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全体にわたる議論が必要であり、ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなく、コンテンツやアプリケーション等の競争が重要です。とりわけ、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等において、政府自らが率先してICTの積極的な利活用に取組み、ICTの利用を促進する省庁横断的な取組みによる規制改革を断行することが必須であり、その取組みによりブロードバン
意見内容	ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全体にわたる議論が必要であり、ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなく、コンテンツやアプリケーション等の競争が重要です。とりわけ、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等において、政府自らが率先してICTの積極的な利活用に取組み、ICTの利用を促進する省庁横断的な取組みによる規制改革を断行することが必須であり、その取組みによりブロードバンド利用のハードル自体を下げることによって、ICT 利活用が促進さ
意見内容	ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全体にわたる議論が必要であり、ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなく、コンテンツやアプリケーション等の競争が重要です。とりわけ、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等において、政府自らが率先してICTの積極的な利活用に取組み、ICTの利用を促進する省庁横断的な取組みによる規制改革を断行することが必須であり、その取組みによりブロードバンド利用のハードル自体を下げることによって、ICT利活用が促進されるものと考えます。翻って、ICT利活用が進めば、事業者や自治

す。

った様々な観点からの課題も多く、また、これまでNTTと設備競争をしてきた電力系や CATV 事業者の事業運営にも大きな影響をおよぼすことから、とるべき選択肢ではないと考えます。なお、仮に分離を行うとした場合には、実施に時間とコストがかかるためにブロードバンドの普及をかえって阻害する可能性が高いと考えま

上記の意見内容に対する再意見

上記の列記した意見内容は以下述べる再意見に関連するものとして一括挙げさせていただきました。

まず、意見番号 46、278 は経済団体から出された意見であり、ともに国際競争力の観点から国内産業の活性化にブロードバンドを据えていることと併せ、アクセス会社の分離は技術開発力などの低下などを招くのではと危惧している点に同感です。

次の 142 の意見は、国際競争の最大のライバル国の一つである米国の団体から出された意見でありますが、米国では、構造分離の試みは、コストと時間がかかり、管理困難であるがゆえうまくいかなかったと述べられています。非常に早い速度で技術革新、サービス開発が行われるこの分野において、国際競争上の点から、また日本の国益の観点からもコストと時間がかかるような政策はとるべきではなく、先例として大いに参考とすべき内容です。

196、256 は共に事業者からの意見でありますが、アクセス会社の分離は、各種弊害が多く発生することが指摘されています。とりわけ、256 の意見にあるように、仮に分離を行うとした場合には、実施に時間とコストがかかるためにブロードバンドの普及をかえって阻害する可能性が高いことが指摘されています。日本の国益のためにも分離は決して取るべき道ではありません。

利用の促進について、142の意見にあるように、FTTHのみに重点をおいて論議するのではなく、地理、地形、人口密度に応じて無線、衛星などの技術を同様に扱うべきとの意見は費用対効果の経済原則から、もっともであります。また、256の意見で述べられているように、アクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど含めた議論が必要であり、これらそれぞれの競争が利用の促進を図る有効な手立てとの意見は至極当然です。

以上、政府には、時間・コストのかかる分離政策をとるのではなく、アクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPの競争を促進し、電子政府、教育や医療等の分野において、ICT の利活用の促進に向け省庁横断的に取り組むことで、世界を先導するブロードバンドサービス最先進国日本の実現を後押しすることを強く望みます。

これらの取組みの成果次第では、海外にアクセス技術とサービス等をパッケージにした輸出が促進されることも期待でき、延いては国内産業の活性化にも繋がるものと考えます。

意見提出元	個人

「光の道」構想に関する	意見番号	21
意見募集において提出	意見提出者	個人
された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	アクセス網の光化はNTTが民営化後、経営努力により、取組んできたものであり、単純にアクセス網の整備をNTTに押し付けそれを他事業者が使わせろと言うのもおかしい
上記の意見内容に対する再意見		そうであろうか?もともとNTTは電電公社時代の財産をもとに独占的に投資してきたので、一民間企業が自社努力でインフラを整備していたのではないと思う。マーケットに一匹のクジラが泳いでいると絶対に活性化しない。

意見提出元	個人

■忘光券未に対して促出された。またに対する忘光				
「光の道」構想に関する	意見番号	269		
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフト		
された意見		バンクモバイル株式会社		
	提出された	まず、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社		
	意見内容	殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分		
	(該当部分)	離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)		
		を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤100%		
		整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、		
		各世帯までの光回線を引き込むことを基本としますが、当該整備		
		に係る設備投資額は約2.5 兆円と試算しています。(詳細は後述)		
		また、本設備構築については、5年間での実現可能性と収益性に		
		係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化に		
		より、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線		
		の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセ		
		ス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能と		
		弊社共は考えています。		
上記の意見内容に対する再意見		国の財政状況が逼迫している中、仮にソフトバンクがいうように公		
		的支援に頼らず、民間で黒字経営可能な安定的な事業体とするこ		
		とが可能であれば、それがベストな方法だと考える。したがって、		
		この部分が本当に実現可能であるのか、総務省が主体となって検		
		証すべきである。		

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス
	意見内容	は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ
		ればなりません。
上記の意見内容に対する	5再意見	人々の生活を豊かなものとするために「光の道」は不可
		欠と考え賛同します。
「光の道」構想に関する	提出された	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金
意見募集において提出	意見内容	等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金
された意見	(該当部分)	に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先
		的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する	提出された	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基
意見募集において提出	意見内容	盤の大部分がNTT東西殿の設備により構築されているこ
された意見	(該当部分)	と、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当た
		り、経験豊富なNTT社員の能力を最大限活用すべきであ
		ること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体とし
		て、アクセス回線会社を設立することが最も合理的である
		と考えます。
上記の意見内容に対する	再意見	現存資産のもっとも効率的な再活用として賛同します。
「光の道」構想に関する	提出された	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を
意見募集において提出	意見内容	100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を
された意見	(該当部分)	発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわ
		ち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータル
		の維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する	5再意見	平行した設備投資はコストの負担へと直接つながります。
		また従来の設備を維持することは光回線への移行をも妨
		げメリットがありません。提出された意見に賛同します。

定見界案において提出 意見内容 (該当部分) 提出された意見 (談当部分) 提出された意見 (談当部分) 提出された意見 (談当部分) 提出された意見 (談当部分) (談当》) (》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》》			
は、	「光の道」構想に関する	提出された	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整
上記の意見内容に対する再意見 「光の道は様担に関する 提出された 意見内容 (該当部分) わらず、前述の W-Fi 機能付きアダブタを経由して、全て の世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への W-Fi 機能付きアダブタの設置、 及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの 利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、 有料・無料を含め光ブロードパンドのアダブション 100% が達成されることとなります。 上記の意見内容に対する再意見 (該当部分) が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードパンドの利益を備とともに、 有料・無料を含め光ブロードパンドのアダブション 100% が達成されることとなります。	意見募集において提出	意見内容	備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大の
提出された意見   提出された 意見内容 (該当部分)   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   表示   表示   表示   表示   表示   表示   表示   表	された意見	(該当部分)	ポイントになります。
提出された意見   提出された 意見内容 (該当部分)   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   接出された意見   表示   表示   表示   表示   表示   表示   表示   表			
意見内容 (該当部分) 的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の直」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。	上記の意見内容に対する	<b>万再意見</b>	
された意見 (該当部分) わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。  上記の意見内容に対する再意見 (該当部分) (该当部分) (这一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	「光の道」構想に関する	提出された	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公
の世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダブタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダブション 100%が達成されることとなります。  上記の意見内容に対する再意見	意見募集において提出	意見内容	的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関
すなわち、全世帯へのWi-Fi 機能付きアダブタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードパンドのアダブション 100%が達成されることとなります。  上記の意見内容に対する再意見 (該当部分) 提出された意見 (該当部分) が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードパンドの利用率の向上も期待されます。  上記の意見内容に対する再意見 (該当部分) 横田の光ブロードパンドの利用率の向上も期待されます。  上記の意見内容に対する再意見 (該当部分) (該当部分) (該当部分) (該当部分) (該当部分) (該当部分) たれた意見 (該当部分) (該当部分) (該当部分) たれた意見 (該当部分) (表別主任	された意見	(該当部分)	わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全て
及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダブション 100%が達成されることとなります。			の世帯において無料で利用可能とするものです。
利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100% が達成されることとなります。  上記の意見内容に対する再意見			すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、
上記の意見内容に対する再意見   公的サービスの無料利用に賛同します。			及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの
上記の意見内容に対する再意見 公的サービスの無料利用に賛同します。 「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分)			利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、
上記の意見内容に対する再意見 提出された 意見内容 (該当部分) が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金 が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。			有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%
「光の道」構想に関する 提出された 意見内容 (該当部分) が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金 が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金 が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。			が達成されることとなります。
意見募集において提出 意見内容 (該当部分) が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。	上記の意見内容に対する	西意見 一	公的サービスの無料利用に賛同します。
された意見 (該当部分) が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。  上記の意見内容に対する再意見	「光の道」構想に関する	提出された	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現
リ、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。   上記の意見内容に対する再意見   賛同します。	意見募集において提出	意見内容	が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金
す。   上記の意見内容に対する再意見   賛同します。	された意見	(該当部分)	が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果によ
上記の意見内容に対する再意見   技田された 意見募集において提出 意見内容 (該当部分)   「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分)   上記の意見内容に対する再意見   上記の意見内容に対する再意見   下光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分)   上記の意見内容に対する再意見   下光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分)   下光の道」構想に関する 意見内容   市述の通り賛同します。   下光の道」構想に関する 意見内容   市述の通り賛同します。   下光の道」構想に関する 意見内容   市述の通り賛同します。   下光の道」構想に関する   市述の通り賛同します。   下光の正式を表しての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。			り、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されま
「光の道」構想に関する			す。
意見募集において提出 された意見 意見内容 (該当部分) よる料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。  上記の意見内容に対する再意見 平等な自由競争は不可欠です。賛同します。 「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分) が発金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。 上記の意見内容に対する再意見 前述の通り賛同します。 「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分) が出て提出された意見 提出された意見 だいった望ましいサイクルが生まれることとなります。 前述の通り賛同します。 「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分) が正がして提出された意見 表別であると表れの市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。	上記の意見内容に対する再意見		賛同します。
された意見	「光の道」構想に関する	提出された	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争に
殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。  「光の道」構想に関する 提出された 意見募集において提出 意見内容 (該当部分)	意見募集において提出	意見内容	よる料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケ
上記の意見内容に対する再意見	された意見	(該当部分)	ーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西
上記の意見内容に対する再意見 平等な自由競争は不可欠です。賛同します。 「光の道」構想に関する 提出された 意見募集において提出 意見内容 (該当部分) の整備、それによる競争の活性化、それらの結果として の料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。 「光の道」構想に関する 意見			殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能で
「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分) 提出された 意見内容 (該当部分) が発低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。 加速の通り賛同します。   「光の道」構想に関する 意見   「光の道」構想に関する 意見   「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分)   おまり   おまり   において提出 された意見   「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分)   おまり   ままり   ままり			10 2 = 0 22 0 0
意見募集において提出 された意見	上記の意見内容に対する再意見		平等な自由競争は不可欠です。賛同します。
された意見 (該当部分) の料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。  「光の道」構想に関する 意見内容 (該当部分) 提出された 意見募集において提出 された意見 (該当部分) だとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。	「光の道」構想に関する	提出された	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境
場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。    上記の意見内容に対する再意見	意見募集において提出	意見内容	
上記の意見内容に対する再意見 前述の通り賛同します。 「光の道」構想に関する 提出された 意見募集において提出 意見内容 (該当部分)	された意見	(該当部分)	
「光の道」構想に関する 提出された 意見募集において提出 意見内容 (該当部分) おれた意見 において提出 意見内容 (該当部分) にないである。 日本 において表しても、各社の市場支配的事業者としての優位性 がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。			場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
意見募集において提出 された意見 見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。	上記の意見内容に対する再意見		
された意見 (該当部分) ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。	「光の道」構想に関する	提出された	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを
がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。	意見募集において提出	意見内容	見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行
争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、 グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境 を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分 離といった措置も併せて実施する必要があるものと考え ます。	された意見	(該当部分)	ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性
グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。			がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競
を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。			争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、
離といった措置も併せて実施する必要があるものと考え ます。			グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境
ます。			
			離といった措置も併せて実施する必要があるものと考え
上記の意見内容に対する再意見が述の通り賛同します。			ます。
	上記の意見内容に対する再意見		前述の通り賛同します。

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

意見提出元	個人
-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	256
意見募集において提出	意見提出者	日本電信電話株式会社
された意見	提出された	② ブロードバンドの基盤整備
	意見内容	(90%→100%)の整備
	(該当部分)	<ul><li>エリアカバー率は世界一であること</li></ul>
		・民間ベースの設備投資が基本である
		・光に限らず CATV や無線ブロードバンドの中から住
		民ニーズを踏まえた最適な技術で基盤整備されてき
		<i>t</i> =
		③ ブロードバンドの利用促進 (30%→100%)
		・ネットワークの設備やサービスにおける競争だけで
		なくコンテンツやアプリケーションの競争が重要
		・政府が自ら率先して ICT の利用促進に取り組む
		・電力会社等の他社の事業運営に影響を及ぼす
上記の意見内容に対する	5再意見	②ブロードバンドの基盤整備
		・NTT 株主の私としてはローカルな未整備地区への展開
		は必要であるがニーズの有無と収支をみて採算の合う
		ような投資が必要であり、利用されないものを整備して
		いく必要はないと考える。
		・アクセス部門分離により NTT の企業価値が低くなるの
		は絶対反対である。光の設備を持ち、サービスの提供
		を一貫して行う事業者であることが NTT の強みである。
		③ ブロードバンドの利用促進
		・光に統一して一般電話も低廉な料金として巻き取り早急
		に普及率を 100%にするという他社の考え方は独断的で
		あり反対する、今でも携帯電話と iPOD のようなスマート
		ホンがあれば十分という人もいる、利用促進は行政と一
		体となった普及率の底上げを行うことが良い。
		そして株主として NTT に期待することはお客様の二一
		ズに合わせた多様なサービスを提供し、その中でシェア
		を確保することである。

意見提出元   個人	
------------	--

■忠兄券未に刈して	JEHI C 101-2	の元に対する思力
「光の道」構想に関する	意見番号	280
意見募集において提出	意見提出者	西日本電信電話株式会社
された意見	提出された	「光の道」の整備方法について
	意見内容	(1)基盤整備(整備率90%→100%)について
	(該当部分)	光(FTTH)は、「光の道」実現に向け整備すべきインフ
		ラとしての代表例であり、地理的条件や経済合理性の
		観点から、無線による方法もあると整理されています
		(2)ブロードバンドの普及(光の利用率30%→100%)
		について
		アクセス事業者をはじめ、政府、端末メーカ、アプリケ
		ーション・コンテンツプロバイダ、ISP 等がそれぞれの役
		割を果たしていくことが必要であると考えます。
上記の意見内容に対する	再意見	(1) の項目に対し、利用者として基本的に NTT 西日本の
		意見に賛成である。「光の道」は超高速ブロードバンド
		基盤を象徴する言葉として使用されているもので、光
		だけが通信設備と固定せず、既存のケーブル設備と
		か、CATV設備とか、移動体設備による取り組みも、対
		象として位置づけるべきと考える。
		(2) の項目に対し、提出意見の中にも一部記述されてい
		るが、それぞれの事業者等が役割分担しつつ相互協
		カすることで、より利用者の利便向上を図る検討が必
		要で、特定の業種及び設備に特化した検討は利用者
		も限られるため避けねばならないと考える。よって
		NTT と同様に多様なサービスと多様な提供者で進め
		ていくことに賛成である。

意見提出元	個人
-------	----

■息兄券集に対して提出された息見に対する息見		
「光の道」構想に関する	意見番号	No.280
意見募集において提出	意見提出者	西日本電信電話株式会社
された意見	提出された	1. 「光の道」の整備方法について
	意見内容	
	(該当部分)	不採算エリアの整備にあたっては、光だけでなく、CATV
		や無線を含めた検討が必要であると考えます。
		2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について
		機能分離や構造分離は、時間とコストがかかることか
		ら、ブロードバンドの普及をかえって阻害するこのであ
		り、ユーザ利便、イノベーション・投資インセンティブ、経
		営の効率性、企業価値等の観点からも課題が多く、取
		るべき選択肢ではないと考えます。
上記の意見内容に対する	 .再意見	1. 利用者の私からみれば色々なサービスを受けられる
		ことに魅力がある。ブロードバンドといえば今は一般的
		に光設備をイメージするが、CATV や無線でもサービス
		は提供できる。光だけで100%整備するのではなく、
		各種設備トータルでブロードバンドを普及させるべきで
		あり、その意味で私はNTT西日本の提出された意見に
		賛同する。
		2. NTT 株主として組織の機能・構造分離は、多大なコス
		トと時間もかかり、またイノベーションを阻害し、更にイ
		ンセンティブも働かなくなるなど、ブロードバンドの普及
		に決して繋がらない。その意味で私は、NTT 西日本の
		提出された意見に賛同する。

	意見提出元	個人
--	-------	----

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
「光の道」構想に関する	意見番号	224
意見募集において提出	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
された意見	提出された	2. 超高速ブロードバンドサー微意の利用率向上
	意見内容	①民間事業者による取り組み
	(該当部分)	要員確保・インセンティブ
上記の意見内容に対する	5再意見	①・2015年完了目標の工事に向けて
		小規模な通信工事会社を営む、経営者としてはケイ・オ
		プティコム社の工事に関わる意見には大賛成である。
		・工事が増加するのはありがたいが、問題も増加する
		必要な人員の確保そしてその要員育成、、安全・品質
		の担保に関わる費用の増大、増員となった場合のペイ
		出来うる売り上げと収益の担保、5年後の雇用確保の
		問題などである。
		これであまり利益の薄い工事費となればどこかで手
		を抜くようなことになっていく。2倍から3倍もの工事量
		をこなしていくことはそれだけのリスクを大なり小なりの
		工事会社も負っていくことになる。実現せんがための無
		理な工事費の削減はやめていただくとともに5年間だ
		けでなく継続した計画にしていただきたい。